

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ(第4号)

さらに便利に!皆さんの声を、制度の改善につなげます。

来年4月から、長寿医療制度の「保険料の納付」方法について、原則として年金からのお支払いと口座振替とを選択できるようになります。

年金からのお支払いについては、様々な声をお寄せいただいたことから、

第1弾の改善策として次の方は10月から口座振替が可能となりました。

## 第1弾

国保税の納め忘れがない方や、世帯主や配偶者が本人に代わって保険料を納付する場合は、口座振替が可能となりました。

## 第2弾

「来年4月から、さらに改善されます。」

「どなたでも、原則として、年金からのお支払いと口座振替を選択できるようになります。」

保険料の年金からのお支払いに替えて、口座振替を希望する場合は、お住まいの市町村窓口での手続きが必要になります。

現在、国において必要な法令の改正について準備をしていますので、具体的な手続きについては、後日、お住まいの市町村からお知らせします。

- 対象となる方 ①年金から保険料をお支払いいただいている方
- ②平成20年4月2日から10月1日までに長寿医療制度の被保険者になった方

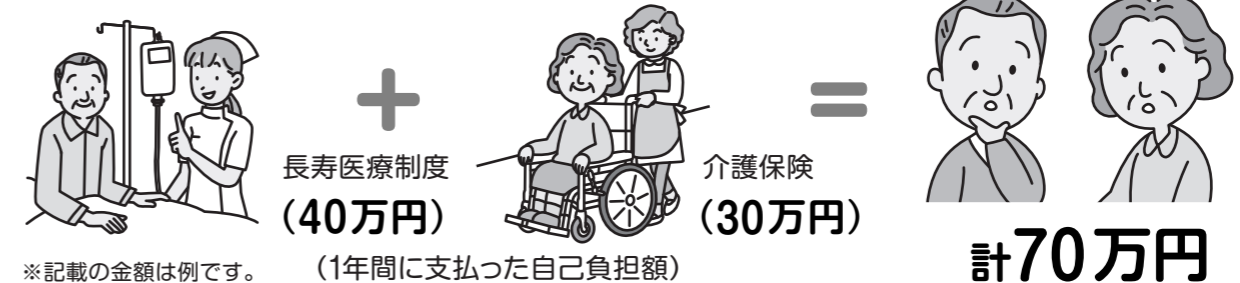


## 新設!

長寿医療制度と介護保険、  
両方の自己負担が高額になったとき。

長寿医療制度と介護保険の1年間(前年8月1日から7月31日※1)の自己負担額※2の合計が一定の限度額を超えた場合、その超えた分が「高額介護合算療養費」として払い戻されます。

対象となる方には、後日、広域連合からお知らせします。



負担が軽くなって良かった!

長寿医療制度であんしん!



自己負担の限度額(56万円※3)を超えた分が払い戻されます!

高額介護合算療養費  
払い戻し14万円

※1 初年度は平成20年4月1日から平成21年7月31日

※2 高額療養費などの支給額は控除します

※3 一般所得者の場合

再度お知らせいたします。

## 改善策

所得の低い方に対する保険料軽減の特別対策を実施しています。

◎均等割は、7割軽減の対象となっている方について8.5割軽減にします。 ◎所得割は、所得の低い方(年金収入で153万円から211万円まで)について50%軽減します。

詳しい内容については、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。

福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階 TEL024-528-9025(代表)